

2 大気関係資料

表 2 - 1 - 1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微 小 粒 子 状 物 質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

表 2 - 1 - 2 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値が $0.04\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が $0.025\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	1年平均値が $6\text{ng As}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガン及び無機マンガン化合物	1年平均値が $0.14\mu\text{g Mn}/\text{m}^3$ 以下であること。
アセトアルデヒド	1年平均値が $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化メチル	1年平均値が $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

表 2-2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設

No.	施設の種類	施設の規模
1	ボイラー	燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉及びか焼炉	原料の処理能力が1t/時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉、転炉及び平炉	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品の製造の用に供する加熱炉	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg/時以上
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6L/時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	
11	乾燥炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg/時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/時以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1㎡以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3L/時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg/時以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg/時以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
24	鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/時以上
28	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算35L/時以上
32	ガソリン機関	

表 2-3-1 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設

No.	施設の種類	施設の規模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t / 日以上
2	鉱物又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03㎡以上
4	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が75kW以上
5	ふるい	原動機の定格出力が15kW以上

表 2-3-2 大気汚染防止法に定める特定粉じん排出等作業

No.	作業の種類	使用されている材料
1	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業	吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料
2	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を改造し、又は補修する作業	

表 2-3-3 大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設

No.	施設の種類	施設の規模
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が3,000㎡/時以上
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が100,000㎡/時以上
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000㎡/時以上
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000㎡/時以上
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000㎡/時以上
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000㎡/時以上
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000㎡/時以上
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5㎡以上
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kL以上

表 2 - 3 - 4 大気汚染防止法に定める水銀排出施設

No.	施設の種類
1	大気汚染防止法施行令別表（以下「令別表」という。）第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇万リットル未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）
2	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの
3	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であって銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
4	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であって鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
5	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であって銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
6	令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であって金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
7	令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの
8	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十一号の二、第十二号若しくは第十三号の二に掲げる施設であって、火格子面積が二平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が一時間当たり二〇〇キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第七条第五号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）
9	廃棄物処理法施行令第六条第一項第二号ホ（2）若しくは同令第六条の五第二号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第二項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）

表 2 - 4 - 1 福井県公害防止条例に定める特定工場（燃料使用量関係）

工場の規模	1時間当たりの通常の燃料使用量が重油換算600kg以上の工場または事業場	
規制基準	規制項目	特定工場で排出する硫黄酸化物の量
	規制値	福井県公害防止条例施行規則に定める算定式により算定した値

表2-4-2 福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設

(1) ばい煙に係る特定施設の種類

No.	特 定 施 設 の 種 類
1	金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。）であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が0.5㎡以上1㎡未満であるもの ② 羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が0.5㎡未満であるもの ③ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30L以上50L未満であるもの ④ 変圧器の定格容量が200kVA未満であるもの
2	廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積が2㎡以上であるもの ② 焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの
3	ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および熔融炉
4	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉および乾燥炉
5	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
7	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽
8	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設（塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限る。6から8までに掲げるものおよび密閉式のものを除く。）
10	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉
11	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸留施設（これらのうち密閉式のものを除く。）
12	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉
13	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉
14	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
15	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設
16	塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃料装置を含む。）および直火炉（15に掲げるものを除く。）

(注) 1および3から15に掲げる施設については、大気汚染防止法の対象施設は除く。

(2) ばい煙に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 項 目	規 制 値
金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（上記表の1に掲げる施設）	ばいじん	0.20 g / N m ³
廃棄物焼却炉 （上記表の2に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg / N m ³
	塩素	30 mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10 mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10 mg / N m ³
塩酸および弗酸による反応施設および表面処理施設など有害物質を使用または排出する施設 （上記表の3から17に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg / N m ³
	塩素	30 mg / N m ³
	塩化水素	80 mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10～20 mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10～30 mg / N m ³

表 2 - 4 - 3 福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設

(1) 炭化水素類に係る特定施設の種類

No.	施設の種類	施設の規模
1	貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が15℃、1気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。））	貯蔵容量が50kL以上であるもの
2	出荷施設（燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込む施設）	1日の取扱量が30kL以上であるもの
3	燃料小売業の用に供する地下タンク（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク）	貯蔵容量の合計が30kL以上であるもの

- (注) 1 「揮発性の高い有機化合物」とは、次のものをいう。
 イ 単一成分であるものにあつては、1気圧の状態で沸点が150℃以下であるもの
 ロ 単一成分でないものにあつては、1気圧の状態での5容量比パーセントの留出量となる時の温度が150℃以下であるもの
 2 「貯蔵容量」とは、消防法第11条の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあつては当該許可に係る容積、その他の施設にあつては内容積をいう。

(2) 炭化水素類に係る特定施設の規制基準

施設の種類	規制基準
貯蔵施設 （上記表の1に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 (2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。
出荷施設 （上記表の2に掲げる施設）	薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。
燃料小売業の用に供する地下タンク （上記表の3に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 通気管にタンクローリーと直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。 (2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。

表2-5 大気汚染常時監視測定局の整備状況

(令和7年3月31日現在)

測定局名	設置主体	所在地	設置場所	測定項目										テレメータシステム			
				二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	硫酸水素	塩化水素	(注1)SPM	(注2)PM2.5	炭水素	交通量		風速	湿度	
福岡市	井橋市	福岡市豊島2-5-26	豊島東公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡市	保井市	福岡市石橋町32字イノ上254-1	春日神校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	賀賀市	賀賀市松菜町7-28	賀賀地方合同庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	野野市	野野市新和町2-33-1	和久野浄水場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	浜野市	小浜市千種1-6-13	若狭高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	野野市	大野市水落町7-21	あかね保育園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	神明市	福岡市水落町4-13-23	神明小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	江東市	江東市定次町42	定次町公民館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	御幸市	福岡市御幸町3	御幸第一公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	津津市	あわら市市姫2-2-10	あわら市職員駐車場内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	中川組合	あわら市中川18-10	金津東小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	武生市	越前市平出11-6-1	武生第一中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	味真野市	越前市上真柄町44-6	上真柄町ふれあい会館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	武生市	越前市家久町105-13	上野児童センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	今立市	越前市定友21-5-1	今立図書館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	三國市	坂井市三國町山岸31-1	三國小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	安島保育所	坂井市三國町安島50-4-1	三國町海浜自然公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	坂井市	坂井市坂井町上新庄28-21	坂井中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	三芳市	若狭町中央1-2	町民ゾール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	設置	11		6	11	0	11	0	0	0	11	7	5	0	11	5	11
市	設置	9		9	5	0	2	1	2	1	2	9	1	1	0	9	1
一般	局小計	20		15	16	0	13	1	2	1	20	8	6	0	20	6	20

測定局名	設置主体	所在地	設置場所	測定項目										テレメータシステム			
				二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	硫酸水素	塩化水素	(注1)SPM	(注2)PM2.5	炭水素	交通量		風速	湿度	
自動車ガスメーター測定局	福岡市	福岡市下六条町17字立原2	福岡県産業会館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
移動測定局	福岡県	福岡市古田刈66-1303	福岡市公設地方卸売市場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
移動測定局	福岡県	福岡市水落町2-30-1	福岡市健康福祉センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発生源	福岡県	福岡市泉171-5-7	賀賀火力発電所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
監視測定局	福岡県	福岡市三國町新保57-1-6	福岡火力発電所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特殊測定局	福岡県			4	7	4	1	0	0	0	4	2	4	0	4	1	7
合計				19	23	4	14	1	2	1	24	10	10	0	24	7	27

(注1)浮遊粒子状物質

(注2)微小粒子状物質

(資料:環境政策課)

表 2-6 二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局、令和 6 年度）

市 町	測 定 局	用途 地域 (注1)	有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1 時間値 が0.1ppm を超えた 時間数と その割合		日平均値 が0.04ppm を超えた 日数とそ の割合		1 時間 値 の 最高値	日平均 値の 2%除 外値	日平均値 が0.04ppm を超えた 日が2日 以上連続 したこと の有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.04ppmを 超えた日数 (注2)	設置 主体
						時間	%	日	%					
福 井 市	福 井	住	362	8634	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	○	0	市
	石 橋	未	361	8641	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	○	0	
	岡 保	未	362	8644	0.000	0	0.0	0	0.0	0.002	0.001	○	0	
敦 賀 市	敦 賀	住	356	8602	0.002	0	0.0	0	0.0	0.023	0.006	○	0	県
	和 久 野	住	364	8693	0.000	0	0.0	0	0.0	0.011	0.001	○	0	
小 浜 市	小 浜	住	363	8700	0.000	0	0.0	0	0.0	0.002	0.001	○	0	県
大 野 市	大 野	準工	363	8692	0.000	0	0.0	0	0.0	0.002	0.001	○	0	県
鯖 江 市	神 明	住	363	8691	0.001	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	○	0	県
	御 幸	住	362	8690	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.001	○	0	
	鯖 江 東	住	362	8678	0.000	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	○	0	
あ わ ら 市	中 川	未	364	8689	0.000	0	0.0	0	0.0	0.005	0.001	○	0	組合
越 前 市	味真野大気	住	363	8685	0.001	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0	市
	武 生 北	工	363	8696	0.001	0	0.0	0	0.0	0.022	0.004	○	0	
坂 井 市	三 国	未	360	8652	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	○	0	県
	安島保育所	未	357	8557	0.000	0	0.0	0	0.0	0.002	0.001	○	0	

(資料：環境政策課)

(注1) 住：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、
準住居地域
商：近隣商業地域・商業地域、 準工：準工業地域、 工：工業地域、
未：用途地域が定められていない地域 (以下の表において同じ。)

(注2) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを越えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-7-1 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局、令和6年度）

市町	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)				二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO+NO ₂)				設置主体					
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数(注)	有効測定日数		測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	年平均値
福井市	福井	住	357	8563	0.001	0.016	0.002	0.004	0.029	0	0.0	0	0.0	0	0.010	0	0.005	0.038	0.012	87.7
石川市	石川	未	360	8626	0.000	0.007	0.002	0.002	0.016	0	0.0	0	0.0	0	0.010	0	0.002	0.017	0.005	87.0
富山県	富山	未	351	8406	0.000	0.019	0.002	0.003	0.026	0	0.0	0	0.0	0	0.008	0	0.003	0.038	0.010	87.3
新潟県	新潟	住	358	8645	0.001	0.035	0.003	0.005	0.034	0	0.0	0	0.0	0	0.011	0	0.006	0.069	0.013	84.2
新潟県	新潟	住	341	8439	0.003	0.053	0.013	0.003	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.007	0	0.004	0.095	0.016	52.9
新潟県	新潟	住	358	8659	0.001	0.019	0.003	0.003	0.021	0	0.0	0	0.0	0	0.006	0	0.004	0.039	0.008	72.4
新潟県	新潟	住	361	8676	0.003	0.036	0.026	0.003	0.030	0	0.0	0	0.0	0	0.012	0	0.006	0.061	0.027	48.8
新潟県	新潟	住	359	8600	0.001	0.024	0.003	0.003	0.039	0	0.0	0	0.0	0	0.008	0	0.004	0.048	0.011	79.2
新潟県	新潟	住	346	8443	0.001	0.017	0.003	0.003	0.023	0	0.0	0	0.0	0	0.006	0	0.004	0.027	0.008	71.9
新潟県	新潟	住	295	7262	0.009	0.123	0.061	0.003	0.018	0	0.0	0	0.0	0	0.007	0	0.012	0.127	0.063	26.8
新潟県	新潟	住	320	8192	0.001	0.017	0.004	0.003	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.007	0	0.004	0.048	0.010	76.4
新潟県	新潟	住	298	7883	0.001	0.043	0.003	0.002	0.023	0	0.0	0	0.0	0	0.006	0	0.003	0.047	0.008	71.8
新潟県	新潟	住	357	8611	0.000	0.021	0.001	0.003	0.025	0	0.0	0	0.0	0	0.006	0	0.003	0.039	0.007	91.9
新潟県	新潟	住	362	8629	0.000	0.004	0.001	0.002	0.012	0	0.0	0	0.0	0	0.004	0	0.002	0.015	0.004	91.0
新潟県	新潟	住	337	8164	0.002	0.024	0.010	0.003	0.022	0	0.0	0	0.0	0	0.006	0	0.005	0.034	0.014	56.9
新潟県	新潟	住	356	8585	0.001	0.011	0.002	0.002	0.015	0	0.0	0	0.0	0	0.004	0	0.002	0.023	0.006	75.3

(資料：環境政策課)

(注) 「98%値評価による年平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

表 2-7-2 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和6年度）

市町	測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)				二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO+NO ₂)				設置主体					
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数(注)	有効測定日数		測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	年平均値
福井市	自排福井	未	361	8624	0.003	0.042	0.009	0.006	0.038	0	0.0	0	0.0	0	0.014	0	0.009	0.060	0.020	66.1
富山県	自排敦賀	住	349	8418	0.003	0.043	0.006	0.006	0.027	0	0.0	0	0.0	0	0.011	0	0.009	0.059	0.017	65.1
新潟県	自排丹南	住	275	7234	0.008	0.075	0.029	0.007	0.045	0	0.0	0	0.0	0	0.014	0	0.015	0.088	0.037	44.5

(資料：環境政策課)

(注) 「98%値評価による年平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

表2-8-1 浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、令和6年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数(注)	設置主体	
						時間	%	日	%						mg/m ³
福 井 市	福 井	住	361	8683	0.011	0	0.0	0	0.0	0.084	0.026	○	0	市	
	石 橋	未	359	8650	0.012	0	0.0	0	0.0	0.085	0.028	○	0		市
	岡 保	未	362	8704	0.013	0	0.0	0	0.0	0.070	0.030	○	0		
敦 賀 市	敦 賀	住	363	8716	0.011	0	0.0	0	0.0	0.079	0.027	○	0	市	
	和 久 野	住	365	8741	0.011	0	0.0	0	0.0	0.081	0.028	○	0		
小 浜 市	小 浜	住	365	8744	0.012	0	0.0	0	0.0	0.089	0.029	○	0	県	
大 野 市	大 野	準工	365	8745	0.011	0	0.0	0	0.0	0.072	0.027	○	0	県	
鯖 江 市	神 明	住	363	8713	0.012	0	0.0	0	0.0	0.088	0.027	○	0	市	
	御 幸	住	364	8738	0.011	0	0.0	0	0.0	0.076	0.028	○	0		
	鯖 江 東	住	363	8720	0.011	0	0.0	0	0.0	0.106	0.028	○	0		
あ わ ら 市	金 津	住	365	8732	0.011	0	0.0	0	0.0	0.083	0.026	○	0	市	
	中 川	未	364	8738	0.008	0	0.0	0	0.0	0.084	0.022	○	0		
越 前 市	武 生	準工	364	8723	0.012	0	0.0	0	0.0	0.096	0.028	○	0	市	
	味真野大気	住	364	8736	0.010	0	0.0	0	0.0	0.109	0.025	○	0		
	武 生 北	工	364	8738	0.014	0	0.0	0	0.0	0.104	0.036	○	0		
坂 井 市	今 立	住	362	8671	0.011	0	0.0	0	0.0	0.098	0.028	○	0	市	
	三 国	未	361	8669	0.013	0	0.0	0	0.0	0.099	0.031	○	0		
	安島保育所	未	358	8579	0.015	0	0.0	0	0.0	0.138	0.033	○	0		
若 狭 町	坂 井	未	362	8695	0.013	0	0.0	0	0.0	0.097	0.029	○	0	市	
	三 方	未	365	8717	0.011	0	0.0	0	0.0	0.097	0.027	○	0		

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表2-8-2 浮遊粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和6年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数(注)	設置主体
						時間	%	日	%					
福 井 市	自排福井	未	362	8706	0.012	0	0.0	0	0.0	0.079	0.027	○	0	市
敦 賀 市	自排敦賀	準工	364	8732	0.011	0	0.0	0	0.0	0.093	0.029	○	0	市
鯖 江 市	自排丹南	準工	364	8707	0.011	0	0.0	0	0.0	0.098	0.027	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表2-8-3 微小粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、令和6年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合 (注)		設置主体
							日	%	
福井市	福井	住	350	8500	8.9	21.8	0	0.0	市
敦賀市	敦賀	住	363	8688	7.3	18.7	0	0.0	県
小浜市	小浜	住	363	8676	8.2	20.5	0	0.0	県
大野市	大野	準工	363	8690	6.8	19.2	0	0.0	県
鯖江市	神明	住	363	8665	7.6	19.4	0	0.0	県
越前市	今立	住	359	8607	7.0	18.6	0	0.0	県
坂井市	三国	未	354	8531	8.3	19.4	0	0.0	県
若狭町	三方	未	363	8681	6.7	20.2	0	0.0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「日平均値の年間98%値」とは、測定結果（日平均値）の年間98パーセンタイル値（低い方から98%の範囲以下を有効）のことである。

表2-8-4 微小粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和6年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合 (注)		設置主体
							日	%	
福井市	自排福井	未	350	8547	7.4	18.8	0	0.0	市

(資料：環境政策課)

(注) 「日平均値の年間98%値」とは、測定結果（日平均値）の年間98パーセンタイル値（低い方から98%の範囲以下を有効）のことである。

表2-9 一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和6年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数 (注)	設置主体
						時間	%	日	%	日	%					
福井市	自排福井	未	339	8171	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.7	0.4	○	0	市
敦賀市	自排敦賀	準工	364	8705	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.7	0.3	○	0	県
鯖江市	自排丹南	準工	364	8714	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.8	0.4	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表2-10 光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局、令和6年度）

市 町	測定局	用途 地域	昼間 測定 日数		昼間の1 時間値の 年平均値	昼間の1時 間値が 0.06ppmを超 えた日数と 時間数		昼間の1時 間値が 0.12ppm以上 の日数と時 間数		昼間の1 時間値の 最高値	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値	設置 主体
			日	時間		ppm	日	時間	日			
福 井 市	福 井	住	365	5410	0.036	50	280	0	0	0.090	0.046	市
	岡 保	未	365	5416	0.034	49	260	0	0	0.085	0.045	
敦 賀 市	敦 賀	住	365	5457	0.038	53	252	0	0	0.086	0.047	市
	和久野	住	365	5457	0.039	57	340	0	0	0.088	0.048	
小 浜 市	小 浜	住	365	5455	0.035	31	155	0	0	0.084	0.045	県
大 野 市	大 野	準工	365	5448	0.033	53	247	0	0	0.081	0.044	県
鯖 江 市	神 明	住	363	5409	0.036	56	307	0	0	0.091	0.047	県
あ わ ら 市	金 津	住	365	5451	0.037	43	241	0	0	0.086	0.046	県
越 前 市	武 生	準工	363	5408	0.035	49	262	0	0	0.089	0.046	県
	今 立	住	365	5430	0.031	43	209	0	0	0.083	0.043	
坂 井 市	三 国	未	364	5431	0.039	50	301	0	0	0.090	0.048	県
	坂 井	未	365	5450	0.037	52	297	0	0	0.088	0.047	
若 狭 町	三 方	未	365	5453	0.038	54	321	0	0	0.085	0.047	県

（資料：環境政策課）

（注） 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表2-11-1 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局、令和6年度）

市 町	測定局	用途地域	非メタン炭化水素						メタン						全炭化水素						設置 主体										
			6～9時 における 年平均値		6～9時 3時間 測定日数		6～9時 3時間 測定日数		6～9時 における 年平均値		6～9時 3時間 測定日数		6～9時 3時間 測定日数		6～9時 における 年平均値		6～9時 3時間 測定日数		6～9時 3時間 測定日数												
			ppmC	時間	日	%	日	%	日	%	ppmC	時間	日	%	ppmC	時間	日	%	ppmC	時間		日	%	ppmC	時間	日	%	ppmC	時間	日	%
福井市	福井	住	0.08	8588	364	0.29	0.02	5	1.4	0	0.0	0	0.0	2.02	8588	364	2.26	1.87	2.10	8588	364	2.42	1.90	2.13	364	2.42	1.90	364	2.42	1.90	市
敦賀市	敦賀	住	0.09	8519	362	0.28	0.01	4	1.1	0	0.0	0	0.0	1.99	8520	362	2.11	1.86	2.07	8520	362	2.30	1.91	2.09	362	2.30	1.91	362	2.30	1.91	市
小浜市	小浜	住	0.08	8375	352	0.24	0.00	3	0.9	0	0.0	0	0.0	1.99	8375	352	2.15	1.86	2.07	8375	352	2.30	1.87	2.08	352	2.30	1.87	352	2.30	1.87	市
大野市	大野	準工	0.08	8555	360	0.25	0.02	3	0.8	0	0.0	0	0.0	2.08	8555	360	2.36	1.91	2.16	8555	360	2.44	1.96	2.18	360	2.44	1.96	360	2.44	1.96	市
鯖江市	神明	住	0.15	8261	351	0.76	0.03	92	26.2	13	3.7	13	3.7	2.00	8261	351	2.45	1.86	2.16	8261	351	2.81	1.95	2.19	351	2.81	1.95	351	2.81	1.95	市
坂井市	三国	未	0.07	7786	329	0.31	0.00	2	0.6	0	0.0	0	0.0	2.01	7786	329	2.29	1.86	2.08	7786	329	2.36	1.89	2.09	329	2.36	1.89	329	2.36	1.89	市

(資料：環境政策課)

表2-11-2 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局、令和6年度）

市 町	測定局	用途地域	非メタン炭化水素						メタン						全炭化水素						設置 主体										
			6～9時 における 年平均値		6～9時 3時間 測定日数		6～9時 3時間 測定日数		6～9時 における 年平均値		6～9時 3時間 測定日数		6～9時 3時間 測定日数		6～9時 における 年平均値		6～9時 3時間 測定日数		6～9時 3時間 測定日数												
			ppmC	時間	日	%	日	%	日	%	ppmC	時間	日	%	ppmC	時間	日	%	ppmC	時間		日	%	ppmC	時間	日	%	ppmC	時間	日	%
福井市	自排福井	未	0.08	8546	362	0.27	0.01	12	3.3	0	0.0	0	0.0	2.05	8546	362	2.43	1.88	2.13	8546	362	2.59	1.91	2.16	362	2.59	1.91	362	2.59	1.91	市
敦賀市	自排敦賀	準工	0.06	8596	364	0.43	0.01	4	1.1	2	0.5	2	0.5	2.02	8596	364	2.13	1.88	2.07	8596	364	2.50	1.93	2.09	364	2.50	1.93	364	2.50	1.93	市
鯖江市	自排丹南	準工	0.09	8592	363	0.44	0.01	12	3.3	2	0.6	2	0.6	2.04	8592	363	2.46	1.89	2.12	8592	363	2.60	1.91	2.15	363	2.60	1.91	363	2.60	1.91	市

(資料：環境政策課)

表 2-12 有害大気汚染物質の測定結果（令和6年度）

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ※ ng/m^3)

地域分類	一般環境						固定発生源周辺						沿道		
	福井局			和久野局			神明局			三国局			自排福井局		
測定地点	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大
物 質 名															
テトラクロロエチレン	0.023	<0.003	0.045	0.043	<0.007	0.11	0.043	<0.007	0.11	0.049	<0.007	0.12	0.022	<0.003	0.043
トリクロロエチレン	0.22	0.033	0.75	0.035	<0.006	0.094	0.66	0.083	2.6	0.056	<0.009	0.16	0.30	0.025	0.90
ベンゼン	0.49	0.25	0.92	0.39	0.17	0.88	0.41	0.13	1.1	0.31	0.083	0.64	0.51	0.25	0.87
ジクロロメタン	0.89	0.57	1.4	0.68	0.34	1.3	1.3	0.58	4.5	0.60	0.37	1.1	1.0	0.52	1.5
アクリロニトリル	0.014	<0.004	0.058	(0.004)	<0.005	0.014	(0.004)	<0.005	0.011	(0.004)	<0.005	0.01	0.010	<0.004	0.024
塩化ビニルモノマー	0.027	<0.004	0.10	(0.012)	<0.009	0.039	0.052	<0.013	0.18	0.019	0.009	0.052	0.026	<0.004	0.11
クロロホルム	0.16	0.11	0.24	0.13	0.080	0.16	0.14	0.079	0.20	0.20	0.072	0.82	0.17	0.11	0.23
1, 2-ジクロロエタン	0.11	0.023	0.36	0.11	0.059	0.16	0.11	0.060	0.16	0.12	0.068	0.19	0.11	0.018	0.38
水銀及びその化合物 ※	1.4	1.1	1.7	1.7	1.6	1.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ニッケル化合物 ※	1.3	0.57	1.6	(0.3)	<0.5	0.5	—	—	—	2.0	0.6	3.0	—	—	—
ヒ素及びその化合物 ※	0.34	0.25	0.40	0.44	0.14	0.95	—	—	—	0.69	0.13	1.4	—	—	—
1, 3-ブツタジエン	0.037	0.020	0.081	0.047	<0.009	0.35	0.025	<0.009	0.096	0.013	<0.008	0.028	0.038	0.017	0.077
マンガン及びその化合物 ※	7.2	4.8	10	3.0	1.5	6.2	—	—	—	4.4	1.8	7.4	—	—	—
アセトアルデヒド	0.55	0.23	1.1	2.8	1.5	3.6	1.8	1.2	2.8	—	—	—	1.2	0.38	2.0
塩化メチル	1.5	1.3	2.0	1.2	1.1	1.4	1.2	1.1	1.3	1.3	1.2	1.6	1.5	1.2	2.1
クロム及びその化合物 ※	1.9	0.83	4.0	(0.6)	<0.9	1.1	—	—	—	1.4	<0.9	2.6	—	—	—
酸化エチレン	0.023	0.016	0.027	0.042	0.032	0.051	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トルエン	3.4	1.1	7.3	1.1	0.47	1.8	3.6	1.5	12	2.9	1.4	7.4	3.4	1.2	8.1
ベリリウム及びその化合物 ※	(0.005)	<0.008	<0.010	0.004	<0.004	0.006	—	—	—	0.004	<0.004	0.007	—	—	—
ベンゾ[a]ピレン ※	0.032	0.014	0.052	0.019	0.010	0.036	—	—	—	—	—	—	0.052	0.028	0.080
ホルムアルデヒド	0.57	0.25	0.91	2.3	1.2	2.7	1.7	0.52	2.5	—	—	—	0.99	0.28	1.9

備考：月ごとの測定値が検出下限値未満の場合、年平均値は、当該測定における測定結果を検出下限値の1/2として年平均値を算出した。

年平均値が各月の最大検出下限値未満であった場合は、その値を括弧書きで表示している。

最小値または最大値の値が検出下限値未満であった場合は、『< (該当月の検出下限値)』として表示している。

※の項目は桁数が揃えるため単位を ng/m^3 で記している。

(資料：環境政策課)

表2-13-1-1 ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（令和7年3月31日現在）

施設種類	1 項		3 項		5 項		6 項		9 項		10 項		11 項		12 項		13 項		19 項		29 項		30 項		31 項		合 計					
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数				
ポ イ ラ	118	331																														
市 町 名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数		
福井市	118	331			2	13							10	14			5	9	2	8	2	2	10	23					145	400		
敦賀市	27	79					1	2	1	1			4	10			2	4					2	3	1	1			33	100		
小浜市	9	23											3	5																12	28	
大野市	14	28											3	7			2	3												18	38	
勝山市	26	67											2	5	1	6														29	78	
鯖江市	28	85			1	1							3	5			2	4					1	4					35	99		
あわら市	33	82											2	5			3	5					1	1					39	94		
越前市	44	87			1	1	1	4	3	1	1	4	10	10			2	2											55	108		
坂井市	74	172	1	1	2	19	1	24					10	26			2	2					1	5					84	249		
永平寺町	8	17											1	2																9	19	
南越前町	4	12											1	2			1	2												6	16	
越前町	14	24							2	4			1	1																17	29	
美浜町	7	9											1	2																8	11	
高浜町	1	3			1	2	1	1	1	1							1	2												4	9	
おおい町	2	3											1	1																	3	4
若狹町	9	19											3	6																12	25	
合 計	418	1041	1	1	7	36	5	32	7	9	1	1	49	101	1	6	20	33	2	8	2	2	15	36	1	1	509	1307				

（資料：環境政策課）

表 2-13-2 ばい煙発生施設届出状況（電気事業法・鉱山保安法）

（令和7年3月31日現在）

施設種類	1 項		13 項		29 項		30 項		31 項		合 計	
	ボ イ ラ ー		廃棄物焼却炉		ガ タ ー ビ ン		ス デ ィ ー ゼ ル 機		ガ ス 機 関		実工場数	施設数
市 町 名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数		
福 井 市					33	36	75	106			102	142
敦 賀 市	5	10	1	1	4	6	32	38			38	55
小 浜 市					2	2	5	7			6	9
大 野 市	1	1					7	9			8	10
勝 山 市					2	2	4	5			6	7
鯖 江 市					1	1	10	13			11	14
あ わ ら 市	1	1			2	3	8	9	1	1	9	14
越 前 市					3	3	19	27			22	30
坂 井 市	1	2			3	3	27	37	1	1	30	43
永 平 寺 町					2	3	3	5			5	8
池 田 町							3	32			3	32
南 越 前 町							7	11			7	11
越 前 町							4	4	1	1	5	5
美 浜 町	1	2			2	2	5	15			6	19
高 浜 町	1	2			2	2	7	26			7	30
お っ お い 町	1	2			1	3	8	25			8	30
若 狭 町							3	3			3	3
合 計	11	20	1	1	57	66	227	372	3	3	276	462

（資料：環境政策課）

表 2-14-1 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（令和7年3月31日現在）

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計	
	堆 積 場		コ ン ベ ア		破 碎 機 ・ 摩 碎 機		ふ る い		実工場数	施設数
市 町 名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数		
福 井 市	12	13	13	44	6	19	2	5	17	81
敦 賀 市	17	32	9	90	6	26	6	18	22	166
小 浜 市	2	4	3	6					4	10
大 野 市	5	10	3	8	3	6			6	24
勝 山 市	3	4	3	17	3	6	1	3	3	30
鯖 江 市	2	4	3	4					4	8
あ わ ら 市	2	6	4	10			1	1	4	17
越 前 市	4	4	4	24	3	14	1	2	5	44
坂 井 市	10	11	5	25	2	8	2	6	10	50
永 平 寺 町	2	3	2	2	2	5	1	2	2	12
南 越 前 町	2	5	4	16	4	10	3	5	5	36
美 浜 町	1	2							1	2
高 浜 町	8	14			1	1			9	15
お っ お い 町	1	1							1	1
若 狭 町			2	3	2	4	1	1	5	8
合 計	71	113	55	249	32	99	18	43	98	504

（資料：環境政策課）

表 2-14-2 一般粉じん発生施設届出状況（電気事業法・鉱山保安法）

（令和7年3月31日現在）

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計	
	堆 積 場		コ ン ベ ア		破 碎 機 ・ 摩 碎 機		ふ る い		実工場数	施設数
市 町 名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数		
敦 賀 市	1	1	2	11	1	2	1	2	2	16
南 越 前 町	1	1	1	12	1	7	1	4	1	24
合 計	2	2	3	23	2	9	2	6	3	40

（資料：環境政策課）

表2-15 揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法）

（令和7年3月31日現在）

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		7 項		8 項		9 項		合 計	
	乾燥施設 （化学製品 製造用）		塗装施設		乾燥施設 （塗装用）		乾燥施設 （接着用） [印刷回路用 銅張積層板等 の製造用※1]		乾燥施設 （接着用） [その他の 製造用※2]		乾燥施設 （グラビア 印刷用）		洗浄施設		貯蔵タンク		実工場数	施設数
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数		
福井市	1	3	1	2													2	5
敦賀市	1	1			2	3									1	2	4	6
鯖江市									2	9	1	1					3	10
あわら市			1	1													1	1
越前市	1	9			1	1											2	10
坂井市					2	3	1	10					1	5			3	18
越前町									1	1							1	1
合 計	3	13	2	3	5	7	1	10	3	10	1	1	1	5	1	2	16	51

（資料：環境政策課）

※1 印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙・包装材料の製造用
 ※2 その他の製造用（木材または木製品の製造用を除く。）

表2-16 水銀排出施設届出状況（大気汚染防止法・電気事業法）

（令和7年3月31日現在）

施設種類	1 項		2 項		7 項		8 項		合 計	
	小型石炭 ボイラー		石炭ボイラー		セメント焼成炉		廃棄物焼却炉		実工場数	施設数
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数		
福井市							5	9	5	9
敦賀市			2	4	1	1	3	5	6	10
大野市							2	3	2	3
鯖江市							2	4	2	4
あわら市			1	1			3	5	4	6
越前市							2	2	2	2
坂井市							2	2	2	2
南越前町							1	2	1	2
高浜町							1	2	1	2
合 計			3	5	1	1	21	34	25	40

（資料：環境政策課）

表2-17 特定工場届出状況(燃料使用量関係)(県公害防止条例)
(令和7年3月31日現在)

市町名	工場数
福井市	6
敦賀市	7
大野市	1
勝山市	1
鯖江市	2
あわら市	1
越前市	3
坂井市	2
合計	23

(資料：環境政策課)

表2-18-1 ばい煙に係る特定施設届出状況(県公害防止条例)
(令和7年3月31日現在)

施設種類	1	2	16	17	合計
	金属溶解炉	廃棄物焼却炉	塩酸・弗酸 反応施設 表面処理施設	反応炉 直火炉	
市町名	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数
福井市	15	9	14		38
敦賀市		5			5
小浜市			8		8
大野市		3	1		4
勝山市			11		11
鯖江市	1	4	102		107
あわら市		5	1		6
越前市		2	39	1	42
坂井市	2	2	34		38
南越前町		2			2
越前町			5		5
高浜町		2			2
合計	18	34	215	1	268

(資料：環境政策課)

表2-18-2 炭化水素類に係る特定施設届出状況(県公害防止条例)
(令和7年3月31日現在)

施設種類	1	2	3	合計
	貯蔵施設	油出荷施設	地下タンク	
市町名	施設数	施設数	施設数	施設数
福井市			32	32
敦賀市	5		2	7
小浜市			2	2
大野市			4	4
鯖江市			2	2
あわら市			2	2
越前市	14		7	21
坂井市	10	15	13	38
永平寺町			4	4
南越前町			6	6
高浜町			3	3
合計	29	15	77	121

(資料：環境政策課)